

目次

教育委員会規則

○北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1

教育長訓令

○教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第9号）

- 趣旨
北海道教育庁の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
学校教育局健康・体育課に担当課長を設置することとした（第26条関係）。
- 施行期日
この教育委員会規則は、令和2年8月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和2年7月28日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

北海道教育委員会規則第9号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 健康・体育課担当課長は、健康・体育課の所掌事務のうち、全国高等学校総合体育大会に関する事務をつかさどる。

附則

この教育委員会規則は、令和2年8月1日から施行する。

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁中一般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和2年7月28日

北海道教育委員会教育長 小玉俊宏

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

健康・体育課	課長補佐 企画・調整係 健康・体育指導係 学校給食振興係 学校給食指導係 高校総体企画係 高校総体競技係	6人とする。 総括主査を含む。
--------	--	--------------------

を	健康・体育課	課長補佐 企画・調整係 健康・体育指導係 学校給食振興係 学校給食指導係	4人とする。 総括主査を含む。	に改める。
	(担当課長)	課長補佐 高校総体企画係 高校総体競技係	2人とする。	

附 則

この教育長訓令は、令和2年8月1日から施行する。